

# 技 術 指 針

平成 11 年 6 月 1 日  
広 島 市 公 告

改 定

平成 25 年 4 月 1 日  
平成 28 年 4 月 1 日

# 技 術 指 針

## 第 1 章 総則

### 第 1 節 趣旨

- 1 この技術指針は、広島市環境影響評価条例（平成 11 年広島市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査が適切に行われるために必要な技術的な事項を定めるものとする。
- 2 この技術指針は、対象事業に共通するものとして定めるものであり、環境影響評価及び事後調査を行うに当たっては、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を勘案して、必要に応じ、この技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。
- 3 この技術指針は、今後の事例の積み重ね又は科学的知見の進展等に応じて必要な改定を行うものとする。

### 第 2 節 用語

この技術指針で使用する用語は、この指針に定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

## 第 2 章 環境影響評価及び事後調査の実施

### 第 1 節 実施の手順

環境影響評価及び事後調査の実施の手順は、おおむね別図のとおりとする。

### 第 2 節 実施計画書の作成等

#### 1 実施計画書の作成

- (1) 対象事業の内容については、次に掲げる事項を記載する。
  - ア 対象事業の種類及び規模
  - イ 対象事業の実施を予定している区域
  - ウ その他既に決定されている対象事業の内容
- (2) 対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況については、別表 1 に示す地域の自然的状況及び社会的状況について、入手可能な最新の文献の調査その他の調査により把握した結果を記載する。

なお、当該概況の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにする

ものとする。

(3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、事業特性及び地域特性を勘案して選定し、当該項目等を選定した結果及びその理由を明らかにする。

## 2 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

条例第7条第4項に掲げる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業の実施を予定している区域及び既に入手している情報によって1以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

### 第3節 準備書の作成

#### 1 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

実施計画書についての市長の意見を勘案し、実施計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者（以下「市民等」という。）の意見に配慮して環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。

#### 2 調査の実施

選定した環境影響評価の項目（以下「選定項目」という。）について、適切に予測及び評価を行うために必要な情報を得るため調査を行う。

#### 3 予測及び評価の手法の再検討

調査の結果、予測及び評価の手法の選定に係る新たな事実が判明した場合には、必要に応じて当該手法の再検討を行う。

#### 4 予測

対象事業に係る環境影響の内容及び程度を把握し、環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の検討に必要な情報を得るため予測を行う。

#### 5 環境保全措置の検討

予測の結果に基づき、環境保全措置を検討するとともに、必要に応じ、対象事業の計画の見直し並びに見直した計画に係る調査及び予測を行う。

#### 6 評価

調査、予測及び環境保全措置の検討の結果に基づき、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかの評価を行う。

#### 7 総合評価

選定項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、評価結果の相互の関係を明らかにして検討することにより、対象事業に係る総合的な評価を行う。

#### 8 事後調査計画の策定

調査、予測、環境保全措置の検討及び評価の結果に基づき、工事の実施中及び完了後に係る事後調査の計画を策定する。

#### 第4節 評価書の作成

- 1 準備書についての市長の意見を勘案し、準備書についての市民等の意見に配慮して準備書の記載事項について検討し、必要に応じて当該事項の修正を行う。
- 2 準備書の記載事項の修正を行ったときは、当該修正の内容を明らかにする。

### 第3章 環境影響評価の項目等の選定指針

#### 第1節 一般的事項

- 1 調査、予測及び評価の実施  
調査、予測及び評価は、選定項目ごとに行う。
- 2 追加の調査等

環境影響評価の実施中において環境への影響に関し、新たな事情が判明した場合又は新たに環境保全措置を講ずることとした場合においては、必要に応じ、選定項目及び選定した手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行う。

#### 第2節 事業特性の把握

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、当該選定を行うに必要と認められる範囲内で、当該選定に影響をおよぼす事業特性について次に掲げる情報を把握しなければならない。

- 1 対象事業の規模、実施を予定している区域及び施行区域の面積
- 2 対象事業の実施に係る工法、期間及び工程計画並びに供用予定時期の概要
- 3 対象事業の実施を予定している区域内における施設の種類、規模及び配置計画の概要
- 4 対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要
- 5 対象事業に密接に関連して行われる事業の内容の概要
- 6 その他必要な事項

#### 第3節 地域特性の把握

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、当該選定を行うに必要と認められる範囲内で、当該選定に影響を及ぼす地域特性について別表1に掲げる

情報を把握しなければならない。

#### 第4節 環境影響評価の項目の選定

##### 1 影響要因の抽出

対象事業に係る環境影響のおそれがある要因（以下「影響要因」という。）を別表2の中から抽出する。

なお、別表2に示す影響要因は、一般的に想定されるものを示すものであり、事業特性及び地域特性を踏まえ、必要に応じ、追加、削除又は細区分を行うものとする。

##### 2 環境要素の抽出

抽出された影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素を別表3の中から抽出する。

##### 3 環境影響評価の項目の選定

抽出された影響要因及び環境要素について、事業特性、地域特性及び影響要因による影響の程度を勘案して、環境影響評価の項目を選定する。

なお、選定項目について、別表4を参考として、影響要因と環境要素の関係及び選定項目を明らかにする表を作成するものとする。

#### 第5節 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本方針

調査、予測及び評価の手法は、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに第6節から第9節までに定めるところにより選定する。

##### 1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素に係る選定項目

汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

##### 2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素のうち動物及び植物に係る選定項目

陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

##### 3 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素のうち生態系に係る選定項目

地域を特徴づける生態系に関し、2の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、次に掲げる視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

- (1) 上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）
- (2) 典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）
- (3) 特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）

#### 4 人と自然との豊かな触れ合いの確保に区分される環境要素のうち景観に係る選定項目

眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

#### 5 人と自然との豊かな触れ合いの確保に区分される環境要素のうち触れ合いの活動の場に係る選定項目

人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

#### 6 環境への負荷に区分される環境要素に係る選定項目

廃棄物及び温室効果ガス等に関し、それらの発生量その他の環境への負荷量の程度を把握できること。

#### 7 一般環境中の放射性物質に区分される環境要素に係る選定項目

放射線の量の変化を把握できること。

### 第6節 調査の手法の選定

#### 1 調査の手法の選定に係る考え方

調査の手法を選定するに当たっては、第5節の基本方針を踏まえ、次に掲げる調査の手法に関する事項について、適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

##### (1) 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の現状並びにこれに関連する自然的状況及び社会的状況に関する情報のうち、予測及び評価を行うために必要な情報とする。

##### (2) 調査の手法

文献その他資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により

調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法とする。

なお、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある場合には、当該手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

### (3) 調査の地域

対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。

### (4) 調査の地点

把握すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、その他の情報の収集等調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。

### (5) 調査の期間、時期又は時間帯

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯とする。

なお、調査の時期について、季節による変動を把握する必要がある場合には、これを適切に把握できるよう選定するものとする。

## 2 環境への影響の少ない調査の手法の選定

調査の手法は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

## 3 情報の整理の方法

調査により得られた情報は、当該情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出所及びその妥当性を明らかにできるように整理しなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の必要な配慮を行うものとする。

なお、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較検討できるように整理するものとする。

## 第7節 予測の手法の選定

### 1 予測の手法の選定に係る考え方

予測の手法の選定に当たっては、第5節の基本方針を踏まえ、次に掲げる予測の手法に関する事項について、適切に評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及

び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

#### (1) 予測の手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により定量的に把握する手法とする。ただし、定量的な把握が困難な場合には、定性的に把握する手法とする。

#### (2) 予測の地域

調査地域の中から適切に選定された地域とする。

#### (3) 予測の地点

選定項目の特性、保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点とする。

#### (4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

供用後の定常状態になる時期、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯とする。

なお、供用後の定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合には、必要に応じ、中間的な時期での予測を行うものとする。

### 2 予測の前提条件の明確化

予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測の地域等の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれ内容及び妥当性を明らかにできるようにしなければならない。

### 3 将来の環境の状態

予測の手法の選定に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状況とする。）を勘案して行うものとし、将来の環境の状況は、国又は地方公共団体が有する情報を収集して設定するよう努める。

なお、国又は地方公共団体による環境の保全のための施策の効果を見込む場合には、当該施策の内容を明らかにするものとする。

### 4 予測の不確実性の整理等

予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する



る知見が十分に蓄積されていない場合など、科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境影響の程度を勘案して、必要に応じて当該不確実性の内容を明らかにする。

## 第8節 評価の手法の選定

評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

### 1 環境影響の回避・低減の評価

建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全措置を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。

### 2 基準等との整合の検討

評価を行うに当たって、国又は地方公共団体による環境の保全のための施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討する。

なお、評価に当たって事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにするものとする。

## 第9節 調査及び予測の手法の選定

### 1 標準手法を基本とした手法の選定

調査及び予測の手法を選定するに当たっては、各選定項目に係る環境要素ごとに別表5に掲げる標準的な調査及び予測の手法（以下「標準手法」という。）を基準として選定するものとし、必要に応じ、標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法（以下「重点化手法」という。）を選定し又は標準手法より簡略化された調査若しくは予測の手法（以下「簡略化手法」という。）を選定する。

### 2 手法の重点化

重点化手法は、次のいずれかに該当すると認められる場合に選定する。

- (1) 事業特性により選定項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
- (2) 対象事業の実施を予定している区域又はその周辺区域に次に掲げる地域又は対象が存在し、かつ、事業特性が選定項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合

- ア 選定項目に係る環境影響を受けやすい地域又は対象
- イ 選定項目に係る環境の保全を目的として法令等に指定された地域又は対象
- ウ 選定項目に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

### 3 手法の簡略化

簡略化手法は、次のいずれかに該当すると認められる場合に選定する。

- (1) 選定項目に係る環境影響の程度が小さいことが明らかである場合
- (2) 対象事業の実施を予定している区域又はその周囲に選定項目に係る環境影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しないことが想定される場合
- (3) 類似の事例により選定項目に係る環境影響の程度が明らかである場合
- (4) 選定項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が標準的な調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかである場合

## 第4章 環境保全措置指針

### 第1節 環境保全措置の検討

#### 1 環境保全措置の検討の目的

環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度がきわめて小さいと判断される場合を除き、事業者により実行可能な範囲内で、次に掲げる事項を目的として検討する。

- (1) 環境影響を回避し、又は低減すること。
- (2) 国又は地方公共団体による環境の保全のための施策により示されている基準又は目標の達成に努めること。

#### 2 環境保全措置の検討の考え方

環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避、又は低減することを優先し、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ、対象事業の実施により損なわれる環境要素と同種の価値を有する環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討する。

#### 3 代償措置の検討の考え方

代償措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討する。

#### 4 環境保全措置の検討結果の検証及び整理

## (1) 検討結果の検証

環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる検討その他の適切な検討を通じて、事業者による実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理する。

ア 環境保全措置についての複数案の比較検討

イ 実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討

## (2) 検討結果の整理の方法

環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理する。

ア 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の内容

イ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要なに応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

ウ 環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響

エ 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

オ 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

## 第2節 事後調査

### 1 事後調査の実施

予測の不確実性が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を行わなければならない。

### 2 事後調査の結果に基づく措置

事後調査の結果と環境影響評価の結果が著しく異なり、対象事業に係る環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、その理由を検討し、必要に応じ、追加的な調査、環境保全措置その他必要な措置を講ずる。

### 3 事後調査の項目及び手法の選定

事後調査の項目及び手法の選定は、次に掲げるところによる。

#### (1) 事後調査の項目

事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な項目を選定する。

#### (2) 事後調査の手法

事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるよう選定する。

(3) 手法の選定に当たっての環境への配慮

事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の少ない手法を選定する。

(4) 手法の選定に当たっての留意事項

項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努める。

ア 事後調査を行うこととした理由

イ 事後調査の項目及び手法

ウ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

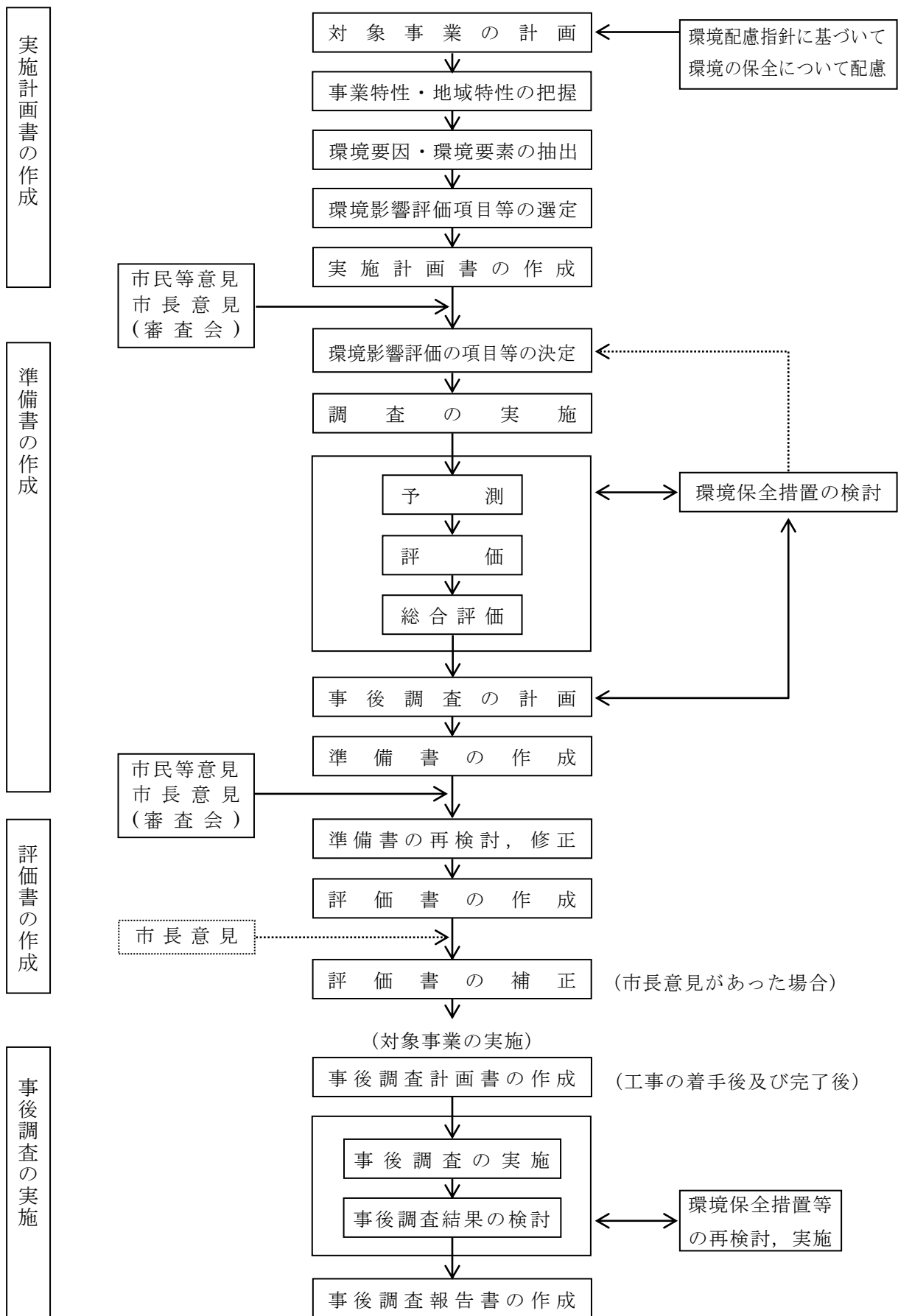
エ 事後調査の結果の公表の方法

オ 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容

カ 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体への要請の方法及び内容

キ その他事後調査の実施に関し必要な事項

別図 環境影響評価，事後調査の実施手順



別表1 地域の概況の把握項目

項 目		把 握 す べ き 内 容	
自然的状況	大気環境	気象	気温，降水量，風向，風速等の一般的状況
		大気質	大気質に係る環境の状況，汚染源の状況
		騒音	騒音に係る環境の状況，発生源の状況
		振動	振動に係る環境の状況，発生源の状況
		悪臭	悪臭に係る環境の状況，発生源の状況
	水環境	水質	水質に係る環境の状況，汚染源の状況
		底質	底質に係る環境の状況，汚染源の状況
		地下水汚染	地下水に係る環境の状況，汚染源の状況
		水象	河川，地下水等の分布の状況，流域，流量又は水位の状況
	土壌環境	地形・地質	地形・地質の状況，注目すべき地形・地質の状況
		地盤沈下	地盤の性状，地盤沈下の状況，地盤沈下の原因
		土壌汚染	土壌に係る環境の状況，汚染源の状況，土地利用の履歴
	生物環境	動物	動物相及び注目すべき動物の状況，注目すべき動物の生息地の状況等
		植物	植物相及び注目すべき植物の状況，注目すべき植物群落の状況等
		生態系	地域を特徴づける生態系の特性等
	景観等	景観	景観の特性，優れた景観の分布状況，主要な景観構成要素等
		自然との触れ合いの場	日常的な自然との触れ合い活動が行われる施設等及びその利用の状況等
文化財		史跡，名勝，天然記念物，埋蔵文化財等の指定，分布状況等	
一般環境中の放射性物質		一般環境中の放射性物質に係る環境の状況	
その他の環境		日照障害の状況，電波障害の状況，風害の状況等	
社会的状況	人口		人口の分布，人口密度，人口動態，世帯数等
	産業		産業構造，産業就業人口，生産品目，生産量及び生産額等
	土地利用		土地利用の状況，土地利用の指定状況及び将来計画等
	水域利用		水域の概要，水利用の状況，漁業権及び保護水面の設定状況等
	交通		道路，鉄道，空港，港湾の位置及び利用状況，道路交通量，交通の将来計画等
	環境の保全等に配慮が必要な施設		学校，福祉施設，保健医療施設，文化施設等の位置及び利用状況等
	生活環境施設		上水道，下水道，廃棄物処理の整備状況及び将来計画等
	環境の保全のための法令等	法令等に基づく指定及び規制	自然環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況，公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況，環境基準の類型指定等の状況
		行政計画，方針等	環境基本計画，公害防止計画等の施策の状況等
	その他		事業予定地周辺における留意すべき開発計画等

別表2 影響要因

対象事業	工事	存在・供用
(1) 道路	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 切土工等又は既存の工作物の除去 工事施工ヤードの設置 工用道路等の設置	道路（地表式又は掘割式）の存在 道路（嵩上式）の存在 自動車の走行 休憩所の供用
(2) 林道	造成等の施工による一時的な影響 工用機械の稼働	事業の立地及び林道の存在 自動車の走行
(3) ダム	ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工用道路の設置の工事 道路の付替えの工事	ダムの堤体の存在 原石山の跡地の存在 道路の存在 ダムの供用及び貯水池の存在
(4) 堰	堰の工事 護岸の工事 掘削の工事	堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在
(5) 放水路	洪水を分流させる施設の工事 掘削の工事 堤防の工事	放水路の存在及び供用
(6) 鉄道	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 切土工等又は既存の工作物の除去	鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在 鉄道施設（嵩上式）の存在 列車の走行（地下を走行する場合を除く。） 列車の走行（地下を走行する場合に限る。）
(7) 軌道	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 切土工等又は既存の工作物の除去	軌道施設（地表式又は掘割式）の存在 軌道施設（嵩上式）の存在 車両の走行（地下を走行する場合を除く。） 車両の走行（地下を走行する場合に限る。）
(8) 飛行場	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	飛行場及びその施設の存在 航空機の運航 飛行場の施設の供用
(9) 水力発電所	工用資材等の搬出入 建設機械の稼働 造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在 貯水池の存在 河川水の取水
(10) 火力発電所 （地熱を利用するものを除く。）	工用資材等の搬出入 建設機械の稼働 造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在 施設の稼働 （排ガス、排水、温排水、機械等の稼働） 廃棄物の発生
(11) 風力発電所	工用資材等の搬出入 建設機械の稼働 造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在 施設の稼働
(12) 廃棄物処理施設 （最終処分場）	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	最終処分場の存在 廃棄物の埋立て 廃棄物の搬入

対 象 事 業	工 事	存 在 ・ 供 用
(13) 廃棄物処理施設 (一般及び産業廃棄物焼却施設)	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び施設の存在 施設の稼働 (排出ガス, 排水, 機械等の稼働) 廃棄物の搬出入 廃棄物の発生
(14) 廃棄物処理施設 (し尿処理施設)	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び施設の存在 施設の稼働 廃棄物の発生
(15) 公有水面の埋立て又は干拓	堤防及び護岸の工事 埋立ての工事	埋立地又は干拓地の存在 工場等における事業活動
(16) 土地区画整理事業	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び工作物の存在 自動車の走行
(17) 住宅団地の造成	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び工作物の存在 自動車の走行
(18) 工業団地の造成	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び工作物の存在 工場等における事業活動
(19) 流通業務団地の造成	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び工作物の存在 事業活動
(20) スポーツ・レクリエーション施設等	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び工作物の存在 施設の利用 自動車の走行
(21) ゴルフコース	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び工作物の存在 ゴルフコースの供用 自動車の走行
(22) 下水道の終末処理場	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び施設の存在 施設の稼働 廃棄物の発生
(23) 工場又は事業場	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び施設の存在 工場又は事業場の稼働
(24) 土石等の採取の事業	土石採取プラントの建設 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	土石の採取 プラント及び建設機械の稼働 土石の搬出入
(25) 大規模建築物の新築	造成等の施工による一時的な影響 工事用資材等の搬出入 建設機械の稼働	地形改変後の土地及び工作物の存在 施設の供用
(26) 墓地又は墓園の建設	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び工作物の存在 自動車の走行
(27) 複合開発用地の造成	造成等の施工による一時的な影響 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	地形改変後の土地及び工作物の存在 工場等の稼働 資材等の搬出入 自動車の走行



別表3 環境要素

大項目	中項目	小項目	細 項 目
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	<p>1 環境基準設定項目 二酸化硫黄，二酸化窒素，一酸化炭素，浮遊粒子状物質，光化学オキシダント，ベンゼン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン</p> <p>2 大気汚染防止法施行令規定項目 いおう酸化物，ばいじん，一般粉じん，石綿，カドミウム及びその化合物，塩素，塩化水素，弗素，弗化水素，弗化珪素，鉛及びその化合物，窒素酸化物，炭化水素，粒子状物質，ダイオキシン類</p> <p>3 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則規定項目 アンモニア，弗素及びその化合物，シアン及びその化合物，一酸化炭素，ホルムアルデヒド，硫化水素，塩化水素，二酸化窒素，二酸化硫黄，塩素，二硫化炭素，フェノール，硫酸（三酸化硫黄含む），黄燐，鉛及びその化合物，アセトアルデヒド</p> <p>4 その他必要な項目 非メタン炭化水素等</p>
		騒音	騒音レベル，低周波音（音圧レベル）
		振動	振動レベル
		悪臭	<p>1 悪臭防止法施行令に規定されている項目 アンモニア，メチルメルカプタン，硫化水素，硫化メチル，二硫化メチル，トリメチルアミン，アセトアルデヒド，プロピオンアルデヒド，ノルマルブチルアルデヒド，イソブチルアルデヒド，ノルマルパレルアルデヒド，イソパレルアルデヒド，イソブタノール，酢酸エチル，メチルイソブチルケトン，トルエン，スチレン，キシレン，プロピオン酸，ノルマル酪酸，ノルマル吉草酸，イソ吉草酸</p> <p>2 その他の必要な項目 臭気濃度，臭気強度，臭気指数等</p>
	水環境	水質	<p>1 環境基準設定項目 (1) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目） 水素イオン濃度，生物化学的酸素要求量，化学的酸素要求量，浮遊物質，ノルマルヘキサン抽出物質（油分等），全窒素，全燐，溶存酸素量，大腸菌群数</p> <p>(2) 人の健康の保護に関する項目（健康項目） カドミウム，全シアン，鉛，六価クロム，砒素，総水銀，アルキル水銀，PCB，ジクロロメタン，四塩化炭素，1,2-ジクロロエタン，1,1-ジクロロエチレン，シス-1,2-ジクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン，1,1,2-トリクロロエタン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，1,3-ジクロロプロペン，チウラム，シマジン，チオペンカルブ，ベンゼン，セレン，硝酸性及び亜硝酸性窒素，ふっ素，ほう素</p> <p>2 水質汚濁防止法に基づく排水基準規定項目（1以外） フェノール類，銅，亜鉛，溶解性鉄，溶解性マンガン，全クロム</p> <p>3 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準規定項目（1,2以外） 水温，外観，透視度，臭気</p> <p>4 その他必要な項目 陰イオン界面活性剤，アンモニア性窒素，燐酸態燐，ダイオキシン類，農薬成分，温排水，濁度，透明度，塩素イオン，塩分，有害物質，富栄養化等</p>
		底質	<p>1 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準に規定されている項目</p> <p>2 水底土砂に係る判定基準項目</p>

大項目	中項目	小項目	細 項 目
			3 その他必要な項目 水素イオン濃度，化学的酸素要求量，全窒素，全燐，ダイオキシン類，含水率，硫化物，酸化還元電位，強熱減量，ノルマルヘキサン抽出物（油分等），色相，臭気，泥温，粒度組成等
		地下水汚染	1 地下水の水質基準に係る環境基準設定項目 水質の1の(2)と同じ 2 その他必要な項目 一般細菌，大腸菌群，過マンガン酸カリウム消費量，水素イオン濃度，亜硝酸性窒素，硝酸性窒素，水温，色度，臭気，味，濁度，塩素イオン濃度，地下水の水位等
		水象	河川：流量，流況，その他必要な項目 海域：潮流，恒流，波浪，潮汐，その他必要な項目
	土壌環境	地形・地質	現況地形・地質，注目すべき地形・地質，土地の安定性
		地盤沈下	地盤沈下
		土壌汚染	1 環境基準設定項目 水質の1の(2)の項目，有機燐，銅 2 その他必要な項目 ダイオキシン類，重金属等土壌汚染物質
	その他の環境		日照阻害：日照の状況* 電波障害：テレビジョン電波受信障害の状況 風害：風向，風速，気温
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	陸域動物	動物相の状況（哺乳類，鳥類，両生類，爬虫類，昆虫類等） 水生生物の生息・生育状況 （動物プランクトン，底生生物，水生昆虫類，両生類，魚類，水系鳥類等） 生息・生育環境（地形，水質，底質，水象等） 注目すべき種及びその生息地（採餌場所，繁殖場所等）の分布，特徴
		水域動物	生物群の生息・生育状況（浮遊生物，底生生物，付着生物，遊泳生物） 生息・生育環境（水質，底質，水象，干潟，藻場，漁礁等）
	植物	陸生植物	植物相及び植生の状況，注目すべき種及び植物群落の分布及び特性，生育環境（地形，地質，土壌等），緑の状況（緑被率，緑地面積等）
		水生植物	植物プランクトン，水生植物の生育状況 生息・生育環境（地形，水質，底質，水象等）
	生態系		地域を特徴づける生態系：上位性，典型性，特殊性等
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観		主要な眺望景観，主要な眺望点及び景観資源，自然景観等
	人と自然との触れ合いの活動の場		遊歩道，プロムナード，野外レクリエーション施設等の消滅の有無と変更の程度及び環境影響
	文化財		史跡，名勝，天然記念物，風俗文化財，埋蔵文化財等
環境への負荷	廃棄物等		一般廃棄物，産業廃棄物，残土（掘削，浚渫等に伴って発生する土砂で廃棄物に該当しないもの）等
	温室効果ガス等		二酸化炭素及びその他の温室効果ガス オゾン層破壊物質
一般環境中の放射性物質	放射線の量		空間線量率，放射能濃度

※ 風力発電所については，羽根の回転で生じる地上の明暗（シャドーフリッカー）を含む。

別表4 影響要因と環境要素の関連表

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施				存在				供用					
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	窒素酸化物													
			浮遊粒子状物質													
			粉じん等													
			有害物質													
		騒音	騒音													
		振動	振動													
		悪臭	悪臭													
	その他															
	水環境	水質	水の汚れ													
			水の濁り													
			富栄養化													
			溶存酸素													
			有害物質													
			水温													
		その他														
		底質	底質													
		地下水汚染	地下水汚染													
		水象	水源													
	河川流、湖沼															
	地下水、湧水															
	海域															
	水辺環境															
	その他															
土壌環境	地形・地質	現況地形・地質等														
	地盤沈下	地盤沈下														
	土壌汚染	土壌汚染														
	その他															
その他の環境	日照阻害	日照阻害														
	電波障害	電波障害														
	風害	風害														
	その他															
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地														
	植物	重要な種及び群落														
	生態系	地域を特徴づける生態系														
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観														
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場														
	文化財	文化財														
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物														
		残土														
		その他														
	温室効果ガス等	二酸化炭素														
		その他の温室効果ガス														
オゾン層破壊物質																
その他																
一般環境中の放射性物質	放射線の量	空間線量率														
		放射能濃度														

※ 選定項目に○を記入する。(ただし、重点化手法の項目には◎、簡略化手法の項目には△を記入する。)



別表5 調査・予測の手法

環境要素	調査			
	調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等
大気質	<p>調査項目は、次に掲げる項目の中から必要なものを選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染に係る環境基準項目</li> <li>2 粉じん</li> <li>3 その他必要な項目</li> </ol> <p>関連調査項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象の状況</li> <li>2 地形・地物の状況</li> <li>3 土地利用の状況</li> <li>4 主要発生源の状況</li> </ol>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>調査地域は、対象事業により大気質の変化が想定される地域に係る環境影響を受けるおそれがあると認められた地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度を考慮して設定する。</p> <p>調査地点は、該当する大気質の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に的確に把握できる地点とし、対象事業周辺の地形、対象事業の内容、土地利用、既存の発生源等の状況を考慮し設定する。</p>	<p>大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に的確に把握できる期間、時期又は時間帯</p>
騒音	<p>調査項目は、騒音レベルとする。</p> <p>低周波音の発生が考えられる場合は音圧レベルについても調査を行い、必要に応じ、既存の騒音発生源の状況、地形条件、道路、交通条件等についても併せて調査する。</p> <p>関連調査項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象の状況</li> <li>2 地形・地物の状況</li> <li>3 土地利用の状況</li> <li>4 主要発生源の状況</li> </ol>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>調査地域は、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められた地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度等を考慮して設定する。</p> <p>調査地点は、音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に的確に把握できる地点とし、対象事業の内容、地域の特性等を考慮して設定する。</p>	<p>騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に的確に把握できる期間、時期又は時間帯</p>
振動	<p>調査項目は、振動レベルとする。</p> <p>必要に応じ、既存の振動発生源の状況、地形地盤条件、道路、交通条件等についても併せて調査する。</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>調査地域は、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められた地域とし、地盤条件、既存の発生源、住宅の密集度等を考慮して設定する。</p> <p>調査地点は、振動の伝搬の特性を踏まえて調査区域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に的確に把握できる地点とし、対象事業の内容、地域の特性等を考慮して設定する。</p>	<p>振動の発生の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に的確に把握できる期間、時期又は時間帯</p>
悪臭	<p>調査項目は、別表3に示した悪臭に係る環境要素の中から必要なものを選定する。</p> <p>必要に応じ、気象の状況、地形・地物の状況、土地利用の状況、主要発生源の状況等についても併せて調査する。</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>調査地域は、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>調査地点は、悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に的確に把握できる地点とする。</p>	<p>悪臭の発生の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に的確に把握できる期間、時期又は時間帯</p>

環境要素	予 測			
	予測の内容及び手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
大気質	<p>予測項目は、対象事業及び地域環境の特性に応じて、調査項目の中から必要な項目を選定し、定量的又は定性的な予測を行う。</p> <p>1 定量的な予測は、発生源及び対象とする地域の特性等を考慮して、大気拡散モデルや風洞模型実験による方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法により行い、その値は年平均値で行うこととし、必要に応じ1時間値又は日平均値等についても併せて行う。</p> <p>2 定性的な予測は、対象事業の実施により排出される汚染物質質量等を把握し、他の発生源から排出される汚染物質質量等との比較検討、既存事例の引用又は解析等により行う。</p>	<p>調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>工事等による大気質に係る環境影響が最大になる時期若しくは事業活動が定常状態になる時期のいずれか適正な時期</p>
騒音	<p>予測項目は、騒音レベルとする。</p> <p>低周波音の発生が考えられる場合は音圧レベルについても予測を行う。</p> <p>対象となる環境影響行為等の特性、地域環境条件等を考慮して、騒音伝搬理論に基づく予測式による計算、既存事例の引用又は解析等により行う。</p> <p>予測にあたっては、対象事業の計画諸元を基に、騒音発生源の種類、分布、発生騒音特性、地盤性状、交通量、車種構成等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。</p>	<p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>工事等による騒音に係る環境影響が最大となる時期若しくは事業活動が定常状態になる時期のいずれか適正な時期</p> <p>騒音環境基準の時間区分及び生活実態に配慮して設定する。</p>
振動	<p>予測項目は、振動レベルとする。</p> <p>対象となる環境影響行為等の特性、地域環境条件等を考慮して、波動理論による数値計算、既存事例の引用又は解析等により行う。</p> <p>予測にあたっては、対象事業の計画諸元を基に、振動発生源の種類、分布、発生振動特性、地盤性状、交通量、車種構成等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。</p>	<p>調査区域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>なお、学校、病院、住宅等の分布状況及び将来の土地利用計画等を考慮して設定する。</p>	<p>工事等による振動に係る環境影響が最大となる時期若しくは事業活動が定常状態になる時期のいずれか適正な時期</p> <p>規制基準の時間区分に配慮して設定する。</p>
悪臭	<p>予測項目は、調査項目のうち対象事業の実施により環境に影響を及ぼすと想定される項目とする。</p> <p>発生源及び対象となる地域の特性等を考慮して、大気拡散モデルによる数値計算、既存事例の引用又は解析等により行う。</p> <p>予測にあたっては、対象事業の計画諸元を基に、排出物質の臭気強度、排出条件等予測の前提条件についてあらかじめ整理しておく。</p>	<p>調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>事業活動が定常状態になる時期</p>

環境要素	調 査			
	調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等
水質・底質・地下水汚染	<p>公共用水域の水質，地下水の水質及び底質を対象として別表3に示した環境要素の中から必要なものを選定する。</p>	<p>現況調査は，市等が公表している水質調査等に関する1年以上の測定資料又は文献等の収集により行うこととし，必要に応じ現地調査を行う。</p>	<p>調査地域は，水域の特性及び該当水質調査項目の変化の特性を踏まえて調査地域における該当水質調査項目に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>調査地点は，水域の特性及び該当水質調査項目の変化の特性を踏まえて調査地域における該当水質調査項目に係る環境影響を予測し，及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>公共用水域の水質調査地域は，水域の状況，既存の発生源等を考慮して設定する。</p> <p>地下水調査地域については，対象事業の内容，地形，地下水の分布状況及び地下水の利用状況等を考慮して定める。</p> <p>底質については，公共用水域の水質調査地域と同一範囲とする。</p>	<p>調査地域の環境の特性を踏まえて年間を通じた水質の状況を把握できる期間又は時期とし，地下水及び底質については，それぞれの特性を把握できる期間又は時期とする。</p>
水象	<p>1 河川及び湖沼等 河川の流量，流況及び侵食・堆砂の状況，湖沼の水位等</p> <p>2 地下水 地下水の帯水層，水位，流れ等</p> <p>3 利水状況及び水面利用等 水道，農業，工業等に用いる用水の利水状況並びに水面利用等</p>	<p>既存文献等により河川及び湖沼等の状況を把握し，必要に応じて現地調査により確認する方法等とする。</p>	<p>調査区域は，対象事業の実施により，水象に環境影響を受けるおそれがあると認められる区域とする。</p> <p>調査地点は，水象の特性及び該当調査項目の変化の特性を踏まえて調査区域における該当水質調査項目に係る環境影響を予測し，及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>調査地域の環境の特性を踏まえて年間を通じた水象の状況を把握できる期間又は時期とし，地下水及び利水状況等については，それぞれの特性を把握できる期間又は時期とする。</p>
地形・地質	<p>1 地形及び地質の概況 地形の起伏の状態及び傾斜区分等 表層地質の区分及び地質構造，必要に応じ深層地質</p> <p>2 土地の安定性 地滑り地形及び不安定土砂等の危険箇所の把握及び災害履歴の把握</p> <p>3 重要な地形及び地質の分布，状況及び特性 (1) 地形の状況（標高，水系，傾斜度等） (2) 地質の状況（地質構造等） (3) 特異な地形・地質（学術上特筆すべき地形・地質）及び自然現象（湧水，間欠泉，樹氷等）の分布と特性</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>特異な自然現象について現地調査を行う場合は，その変動特性を考慮して調査時期及び頻度を設定する。</p> <p>調査結果の整理及び解析は，次に掲げるところによる。</p> <p>1 地質図及びボーリング結果等の図示と特性の解析</p> <p>2 特異な地形・地質及び自然現象の分布状況の図示と特性の解析</p> <p>3 必要に応じ実施したボーリング等の調査結果の特性及び解析</p>	<p>調査地域は，対象事業の実施を予定している区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>調査地点は，地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し，及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し，及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>

環境要素	予 測			
	予測の内容及び手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
水質・底質・地下水汚染	<p>予測項目は、対象事業及び地域環境の特性に応じて、調査項目の中から必要な項目を選定し、定量的又は定性的な予測を行う。</p> <p>1 定量的な予測は、排水水質、排水量及び排水先の水域の特性等を考慮して、数理解析モデルや水理模型実験による方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法により行う。</p> <p>2 定性的な予測は、対象事業の実施により排出される汚濁物質質量等を把握し、他の発生源から排出される汚濁物質質量等との比較検討、既存事例の引用又は解析等により行う。</p>	<p>予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じて設定する。</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水質の変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>水域の特性及び水質の変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>水質に係る環境影響が最大となる時期若しくは事業活動が定常状態になる時期</p> <p>予測に当たっては、対象事業の計画諸元を基に、汚濁物質排出量、排出条件等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておくものとする。</p>
水象	<p>直接的・間接的影響による以下の項目に対する変化の程度又は消滅の有無の予測</p> <p>1 河川及び湖沼等</p> <p>2 地下水</p> <p>3 利水及び水面利用等</p> <p>直接的影響は、対象事業計画を重ねあわせることで予測する。</p> <p>直接的影響に伴う水象の変化については、理論式、実験式、水理模型実験、現地調査実験又は類似事例等による。</p>	<p>調査地域のうち、水象の特性を踏まえて環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>水象の特性を踏まえて予測地域における工事の実施及び事業の供用による水象に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>工事による水象に係る環境影響が最大となる時期若しくは事業活動が定常状態になる時期</p>
地形・地質	<p>予測項目は、学術的価値の高いもの、天然記念物に指定されているもの等の特殊な地形・地質等の消滅の有無及び改変の程度とする。</p> <p>予測方法は、対象事業の計画の内容に基づき、特殊な地形・地質等の消滅の有無及び改変の程度を把握することにより行う。</p> <p>表流水及び水脈の枯渇等の間接的影響についても、既存事例の引用又は解析等により行う。</p>	<p>調査地域の範囲に準じて設定する。</p> <p>調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>		<p>地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>



環境要素	調 査			
	調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等
地盤沈下	地盤沈下の状況 軟弱地盤地帯の分布 地盤沈下量及び地下水位の状況等	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 現地調査を行う場合には、次に掲げる方法等による。 軟弱地盤地帯の分布及び地盤沈下量についての調査は、原則として既存の調査資料、標準貫入試験、水準測量又は沈下計を用いる方法等とする。	調査地域は、対象事業の実施により、地盤が沈下するおそれが予想される範囲及び地下水位の変動が予想される範囲を含む地域とする。 地域の予想は、地形・地質等の資料又は試算等により推定し設定する。	軟弱地盤地帯の分布、地盤沈下の状況及び地下水位の変動を把握できる期間又は時期とする。
土壌汚染	1 土壌の汚染に係る環境基準項目の中から対象事業及び地域環境の特性に応じて、必要なものを選定する。 2 予測及び評価を行うに当たって必要な関連調査項目として、次に掲げる項目の中から必要なものについて調査を行う。 (1) 地形・地質の状況 (2) 利水状況 (3) 土地利用の状況	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 地形・地質の調査は地形図、土壌図等の既存資料の収集により行うこととし、必要に応じて現地調査を行う。 また、利水状況の調査及び土地利用の調査は、既存の資料の収集により行うこととし、それぞれ必要に応じ現地調査を行う。 さらに、土地利用の調査においては、過去の土地利用（工場跡地、廃棄物埋立地等）の経緯等についても調査する。	調査地域は、対象事業の実施を予定している区域及び当該事業の実施により一定程度以上の影響を及ぼすと予想される範囲を含む地域とする。 調査地点は、調査地域の土壌汚染を適切に把握できる地点とする。	調査地域の環境の特性を踏まえて年間を通じた土壌汚染の状況を把握できる期間又は時期とし、地下水及び底質については、それぞれの特性を把握できる期間又は時期とする。
日照障害	1 冬至日等における日影時間 2 建築物等の分布状況 住居等の位置、形状、階層等 3 地形の状況	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けると認められる地域	土地利用及び地形の状況を適切に把握することができる時期
電波障害	1 電波受信状況（地上波、BS波） 2 その他必要な項目	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	土地利用及び地形の特性を踏まえて電波障害に係る環境影響を受けると認められる地域	土地利用及び地形の状況を適切に把握することができる時期
風害	1 風の状況 (1) 上空風の状況 (2) 地表付近の風の状況 (3) 強風の状況 2 地形・地物の状況	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	土地利用及び地形の特性を踏まえて風害に係る環境影響を受けると認められる地域	土地利用及び地形の状況を適切に把握することができる時期

環境要素	予 測			
	予測の内容及び手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
地盤沈下	<p>対象事業による地盤沈下の有無、範囲及び沈下量の状況、圧密沈下理論式、数値シミュレーション又は経験則等による方法</p> <p>予測項目は、地盤沈下の程度とし、必要に応じて地下水位の変動の程度についても行う。</p> <p>予測方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地盤沈下の程度については、数理モデルのシミュレーションによる方法又はこれと同等以上の信頼性を有する方法及び既存事例の引用又は解析等により行う。</li> <li>2 地下水位の変動については、地下水変動モデルのシミュレーションによる方法又はこれと同等以上の信頼性を有する方法により行う。</li> </ol> <p>予測に当たっては、対象事業の計画諸元を基に、地下水の採取量等予測の前提となる条件について予め整理しておく。</p>	<p>調査地域のうち、地盤沈下の特性を踏まえて環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>地盤沈下の特性を踏まえて予測地域における工事の実施及び事業の供用による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>工事による水象に係る環境影響が最大となる時期若しくは事業活動が定常状態になる時期</p>
土壌汚染	<p>土壌中の汚染物質の状況の変化について把握し、経験則等により予測する。</p> <p>土壌の汚染に係る環境基準項目の中から対象事業及び地域環境の特性に応じて必要なものを選定し、定量的又は定性的な予測を行う。</p> <p>予測方法は、地域環境の特性を考慮して、既存事例の引用又は解析等により行う。</p> <p>予測に当たっては、対象事業の計画諸元を基に、長期的な蓄積、土地の改変に伴う土壌の移動及び拡散等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。</p>	<p>調査地域のうち、土壌汚染の特性を踏まえて環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域の範囲に準じて設定する。</p>	<p>土壌汚染の特性を踏まえて予測地域における工事の実施及び事業の供用による土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>土壌汚染の特性を踏まえて、土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
日照障害	<p>日影の状況の変化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日影図による推計</li> <li>2 模型実験による推計</li> <li>3 その他適切な方法による推計</li> </ol>	<p>調査地域のうち、日照障害の特性を踏まえて環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>		<p>日照障害の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
電波障害	<p>電波障害の程度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理論式を用いる数値計算</li> <li>2 類似事例による推定</li> <li>3 その他適切な方法による推定</li> </ol>	<p>調査地域のうち、電波障害の特性を踏まえて環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>		<p>電波障害の特性を踏まえて電波障害に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
風害	<p>地表風の風向・風速の変化の程度及び変化する範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 風洞実験による推計</li> <li>2 数値シミュレーションによる推計</li> <li>3 その他適切な方法による推計</li> </ol>	<p>調査地域のうち、風害の特性を踏まえて環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>		<p>風害の特性を踏まえて風害に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

環境要素	調 査			
	調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等
動物	<p>1 脊椎動物、鳥類、昆虫その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況</p> <p>2 動物の重要な種の分布、生息環境の状況</p> <p>3 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>現況調査は、既存資料の収集により行うこととし、必要に応じ聞き取りあるいは踏査等により現地調査を行う。</p> <p>調査結果の整理及び解析は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 貴重動物の分類基準及びリスト等の作成</p> <p>2 貴重動物の特性及び解析</p>	<p>調査地域は、対象事業の実施を予定している区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>調査地点は、動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>動物の繁殖、移動時期、生育期等を考慮して調査時期及び頻度を設定する。</p>
植物	<p>1 河川又は湖沼にあっては種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>2 海域にあっては、海藻類その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>3 植物の重要な種及び群落の分布、生息の状況及び生育環境の状況</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>現況調査は、既存資料の収集により行うこととし、必要に応じ聞き取りあるいは踏査等により現地調査を行う。</p> <p>調査結果の整理及び解析は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 貴重植物の分類基準及びリスト等の作成</p> <p>2 貴重植物の特性及び解析</p>	<p>調査地域は、対象事業の実施を予定している区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>調査地点は、植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p>	<p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期又は時間帯</p>
生態系	<p>1 動植物その他自然環境に係る概況</p> <p>2 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>注目種は、植物、動物の調査結果を踏まえ、上位性、典型性及び特殊性の観点から考慮して選定する。</p> <p>注目種等を中心とした生態系の特性を把握するため以下の項目から必要に応じて適切に選定する。</p> <p>(1) 注目種の分布、生態等</p> <p>(2) 地域を特徴づける生態系の生物間関係性</p> <p>ア 食物連鎖、餌生物の分布、量等</p> <p>イ 生物間の寄生、共生及び競合関係</p> <p>(3) 地域を特徴づける生態系の基盤となる非生物環境地形、地質、水象、気象等の状況</p> <p>(4) 周辺の生態系との関係、連続性</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>調査地域は、対象事業の実施を予定している区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>調査地点は、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p>	<p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>

環境要素	予 測		
	予測の内容及び手法	予測地域	予測対象時期等
動物	<p>動物の重要な種及び注目すべき生息地について分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 直接的・間接的影響による以下の項目に対する変化の程度又は消滅の有無を予測する。</p> <p>予測項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生息環境の改変による分布状況の変化</li> <li>2 貴重な種及び生物群集の消滅の有無及び改変の程度と内容</li> </ol> <p>対象事業の計画の内容に基づき、貴重な種及び生物群集の消滅の有無及び改変の程度を把握することにより行う。 なお、樹林の消滅等による動物の生息環境の変化等の間接的影響についても、既存事例の引用又は解析等により行う。</p> <p>予測に当たっては、予め貴重な動物の生息条件の特性等について整理しておくものとする。 なお、生息動物の構成種の変化、生息域の変化等間接的な影響の程度についても留意する。</p>	<p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯</p>
植物	<p>植物の重要な種及び群落の分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>予測項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生育環境の改変による分布状況の変化</li> <li>2 貴重な種及び生物群集の消滅の有無及び改変の程度と内容</li> </ol> <p>対象事業の計画の内容に基づき、貴重な種及び生物群集の消滅の有無及び改変の程度を把握することにより行う。 なお、樹林の消滅等による植物の生育環境の変化等の間接的影響についても、既存事例の引用又は解析等により行う。</p> <p>予測に当たっては、予め貴重な植物の生育条件の特性等について整理しておくものとする。 なお、生育植物の構成種の変化、生息・生育域の変化等間接的な影響の程度についても留意する。</p>	<p>調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
生態系	<p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 解析にあたっては、次に掲げる変化の程度を予測する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域を特徴づける生態系の地形等基盤条件の変化、周辺の生態系との連続性等の変化</li> <li>2 注目種に代表される生態系の構成種等の変化</li> </ol>	<p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

環境要素	調 査			
	調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等
景観	<p>1 対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の景観の状況</p> <p>2 特殊な景観地の分布及び特性</p> <p>3 主要展望点及び眺望の特性</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>現況調査は、既存資料の収集により行うこととし、必要に応じ現地調査を行う。</p> <p>現地調査を行う場合は、地域の景観特性及び利用状況を考慮して調査時期及び頻度を設定する。</p> <p>調査結果の整理及び解析は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 景観の構成要素及び雰囲気の状態等を地形図、写真等を基に解析</p> <p>2 特殊な景観地及び主要展望地の分布状況の図示及び眺望の特性の解析</p>	<p>調査地域は、対象事業の実施を予定している区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>調査地点は、景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p>	<p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>1 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>2 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>調査地域は、対象事業の実施を予定している区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>調査地点は、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
文化財	<p>対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、次に掲げる項目の中から必要なものを選定する。</p> <p>1 有形文化財、史跡、名勝、天然記念物及び伝統的建造物（以下「文化財」という。）の状況</p> <p>2 埋蔵文化財包蔵地の状況</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>文化財の種類、位置又は区域、指定区分等の調査は、既存資料の整理又は現地調査の方法による。</p> <p>文化財の周囲の環境の調査は、地形・地質、植物等関連する他の評価項目の調査方法を参考にした現地調査及び地形図等既存資料の整理・解析の方法による。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地の調査は、教育委員会の既存資料の整理及び史誌等を参考にし、必要に応じて現地調査等の方法による。</p> <p>調査にあたっては、できるだけ最新の資料を参考とするとともに、法令等の指定状況についても明らかにする。</p>	<p>調査地域は、対象事業の実施を予定している区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>文化財の調査地域は、対象事業の実施により文化財に影響を及ぼすと予想される地域とする。</p> <p>なお、この調査地域は大気、振動等関連する他の予測・評価項目の予測地域を参考に設定するものとする。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地の調査地域は、対象事業を実施しようとする地域とする。</p> <p>なお、その埋蔵文化財包蔵地が地域外まで連続している場合は、その地域を含めるものとする。</p>	<p>文化財の状況が適切に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
廃棄物等	原則として調査は実施しない。			
温室効果ガス等	原則として調査は実施しない。			

環境要素	予 測		
	予測の内容及び手法	予測地域	予測対象時期等
景観	<p>主要な眺望点及び景観資源について分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピューターシミュレーション、模型、透視図等を用い視覚的に表現することにより行う。</p> <p>予測項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域景観の特性の変化の度合</li> <li>2 特異な又は優れた景観の変化の度合</li> <li>3 主要展望点からの眺望の変化の度合</li> </ol> <p>予め特に貴重な景観の成立要件の特性等について整理しておく。</p>	<p>調査地域のうち、景観の状況を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>直接的影響は、対象事業計画を重ねあわせることにより予測する。</p> <p>間接的影響は、人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により予測する。</p> <p>主要な野外レクリエーション地への影響の度合いについて既存事例の引用又は解析等により行う。</p>	<p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
文化財	<p>直接的・間接的影響による文化財への影響の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>予測事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、次に掲げる事項の中から必要なものを予測する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象事業を実施しようとする地域内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度</li> <li>2 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度</li> </ol> <p>現況調査結果、対象事業の計画内容及び振動等関連する他の予測・評価項目の予測結果を基に行う方法及び既存事例の引用、解析等により行う。</p> <p>予測に当たっては、対象事業の計画諸元を基に、陽当たり、湿気等による影響の程度についても留意する。</p>	<p>調査地域のうち、文化財の特性を踏まえて、文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
廃棄物等	<p>対象事業のための工事や事業実施後の工場及び事業場等における事業活動に伴い発生する廃棄物等の種類ごとの発生の状況の把握</p>	<p>対象事業の実施を予定している区域</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期若しくは工事期間中のいずれか適切な時期</p>
温室効果ガス等	<p>工場及び事業場等における事業活動に伴い発生する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出等の状況の把握</p>	<p>対象事業の実施を予定している区域</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期若しくは工事期間中のいずれか適切な時期</p>

環境要素	調 査			
	調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等
放射線の量	<p>調査項目は、次に掲げる項目の中から必要なものを選定する。</p> <p>1 放射線の量（空間線量率等によって把握されるもの）の状況</p> <p>2 粉じん等の状況</p> <p>3 気象の状況</p> <p>4 地形・地物の状況</p> <p>5 土地利用の状況</p> <p>6 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>7 流れの状況</p> <p>8 土質の状況</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>調査地域は、粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>調査地点は、粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>

環境要素	予 測			
	予測の内容及び手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
放射線の量	<p>予測項目は、放射線の量の変化の程度とする。</p> <p>予測方法は、次に掲げる方法の中から適切なものを用いて行う。</p> <p>1 事例の引用又は解析</p> <p>2 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p>	<p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>



- 1 この表において「調査地域」とは、調査の対象とする地域をいう。
- 2 この表において「調査地点」とは、調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点をいう。
- 3 この表において「調査期間等」とは、調査に係る期間、時期及び時間帯をいう。
- 4 この表において「予測地域」とは、予測の対象とする地域をいう。
- 5 この表において「予測地点」とは、予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握する場合における当該地点をいう。
- 6 この表において「予測対象時期等」とは、予測の対象とする時期、期間又は時間帯をいう。
- 7 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 8 この表において「貴重な地形及び地質」、「重要な種及び群落」又は「貴重な種」とは、それぞれ学術上及び希少性の観点から重要なものをいう。
- 9 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上及び希少性の観点から重要な生息地若しくは地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 10 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に表す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 11 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望するための場所をいう。
- 12 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望するための景観をいう。
- 13 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 14 放射線の量に係る現地調査を行うにあたっては、環境影響評価技術ガイド（放射性物質）（平成 27 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課）を踏まえ、そのほか最新の情報や知見の収集に努めた上で、個別事業ごとの事業特性や地域特性等を勘案し、最適な手法を選択すること。